

東北東ソー化学株式会社石巻工場の公害防止に関する協定書

昭和 47 年 7 月 26 日

昭和 49 年 5 月 1 日

全面改定 平成 5 年 7 月 19 日

平成 10 年 6 月 11 日

宮城県、石巻市及び矢本町(以下「甲」という。)と東北東ソー化学株式会社(以下「乙」という。)とは、乙が石巻市重吉町 4 番に設置している石巻工場(以下「工場」という。)について、次のとおり公害防止対策に関する協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、工場の操業に伴う公害の発生を防止することにより、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(事業者の責務)

第 2 条 乙は、工場の操業に当たっては、この協定に定める規定を遵守するとともに、最善の公害防止対策の実施に努める。

(大気汚染防止対策)

第 3 条 乙は、大気汚染防止対策として、次の各号に定める措置を講ずる。

- (1) ばい煙発生施設及び排出ガス量等は別表第 1 のとおりとする。
 - (2) 硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんについては、別表第 2 に掲げる基準を遵守する。
 - (3) 工場から発生する粉じんについては、適切な措置を講じ、その防止を図る。
 - (4) 工場から発生する弗素、弗化水素及び弗化珪素等(以下「弗素化合物」という。)の排出口における排出量は 1N m^3 につき最大 15 mgとする。
- 2 乙は、気象条件の悪化等による異常事態に備え、硫黄酸化物排出総量を操業時の 2 分の 1 以下にできる体制にしておくとともに、宮城県(以下「県」という。)が設置する溶液導電率法による測定網において、別表第 3 に掲げる硫黄酸化物濃度が出現した場合には、甲は乙に対し必要な措置をとることを要請し、乙はこれに従う。
- 3 乙は、光化学スモッグの発生予報及び発生時において甲の行う施策に協力する。
- 4 乙は、ばい煙発生施設に硫黄酸化物排出濃度、窒素酸化物排出濃度、燃料使用量等に

関わる自動測定装置を設置し、県が行うテレメート化に協力する。

(水質汚濁防止対策)

第4条 乙は、水質汚濁防止対策として、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 工場から排出される水(以下「排出水」という。)の水量及び水質については別表第4に掲げる基準を遵守する。
- (2) 荷役時等海面汚染のおそれのある場合には、オイルフェンスなどの予防措置を講じるとともに、海面に流出した油分は回収するなど適切な処理を行う。

2 乙は、甲の指定する排出水の流量計及び水素イオン濃度等の自動測定装置を設置する。

(騒音・振動防止対策)

第5条 乙は、工場から発生する騒音、振動を防止するための適切な対策を講じ騒音については工場敷地北側臨港道路釜北線北端において、また、振動については工場北側の敷地境界線において別表第5に掲げる基準を遵守する。

(産業廃棄物対策)

第6条 乙は、工場の操業に伴って発生する産業廃棄物について、二次公害の発生を防止するため、適切な処理を行う。

2 乙は、年度初めに当該年度における産業廃棄物処理計画及び前年度における産業廃棄物処理実績を甲に報告する。

(関連企業に対する責務)

第7条 乙は、乙の関連企業が工場内で作業する場合の公害防止について、本協定に準じて一切の責任を有する。

(測定及び報告)

第8条 乙は、別に定める項目及び方法により汚染物質等の測定を自主的に行い、その測定結果を記録、保存するとともに、定期的に甲に報告する。

(公害発生時の措置等)

第9条 工場の操業又は工場内施設等の故障、破損その他の事故により公害が発生したとき、又はそのおそれがあると甲又は乙が判断したときは、乙は、直ちに操業の短縮又は停止その他住民への通報等必要な措置を講じ、発生原因の除去に努めるとともに、その状況を甲に報告する。

2 前項の場合、甲が乙にとるべき措置に関して必要な指示をしたときは、乙はこれに従う。

3 公害が発生したときは、甲と乙は協力して調査を行い、その原因が乙にあると認められるときは、過失の有無に関わらず、乙は誠意を持ってその被害補償の協議に応じ、すみやかに問題を解決しなければならない。

(立入調査等)

第 10 条 甲は、乙の公害防止の実施状況について、必要がある場合は、乙に対して報告を求め、又は甲の職員をして工場内に立入らせ調査させることができる。

(施設の設置等の協議)

第 11 条 乙は、公害防止施設及び公害の発生に関係ある主要施設の新設、増設もしくは変更を行おうとするときは、事前に甲と協議し、その了解を得る。

(環境等の整備)

第 12 条 乙は、工場構内の良好な環境を保持し、周辺居住地の生活環境保全に資するため、構内緑化を積極的に推進する。

(協力)

第 13 条 乙は、この協定に定めるもののほか甲が公害防止のために行う指導、調査、研究その他の施策に協力する。

(違背時の措置)

第 14 条 乙がこの協定に定める事項に違背した場合、甲は乙に対し必要な指示を行い、乙はこれに従う。

(確認書)

第 15 条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定める確認書による。

(その他)

第 16 条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を改定しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、そのつど甲乙協議して定める。

附則

(効力発生日)

1 この協定は、平成 5 年 9 月 1 日から効力を生じる。

(協定の廃止)

2 昭和 49 年 5 月 1 日に締結した「株式会社鐵興社石巻工場の公害防止に関する協定書」

(昭和 58 年 4 月 1 日乙承継)は廃止する。

この協定を証するため、本書 4 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を所持する。

甲 宮城県知事

石巻市長

矢本町長

乙 山形県酒田市大浜一丁目 4 番 16 号

東北東ソー化学株式会社

代表取締役社長

別表第 1(第 3 条関係)

ばい煙発生施設

施設		項目	煙突高	排出ガス量	排出温度	排出速度
平炉			44m	78,000N m ³ /時	100℃	19.2m/秒
乾燥炉	堅型		44m	24,000N m ³ /時	100℃	2.9m/秒
	ロータリー			18,600N m ³ /時	100℃	2.9m/秒
ボイラー			10.6m	1,600N m ³ /時	340℃	5.9m/秒

別表第 2(第 3 条関係)

1 硫黄酸化物排出基準

項目	協定値
硫黄酸化物年間許容排出量	69t/年
硫黄酸化物時間許容排出量	5.3N m ³ /時'
使用燃料硫黄含有率	0.4%以下

(注) 使用燃料硫黄含有率とは、排煙脱硫装置の効果及びガス混焼等を総合した硫黄含有率の計算値(重油換算値)をいう。

2 窒素酸化物排出基準

施設名		協定値
平炉		最大 550 cm ³
乾燥炉	堅型	最大 180 cm ³
	ロータリー	最大 180 cm ³
ボイラー		最大 180 cm ³

(注) 数値は、0℃1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³当たりのものとする。

3 ばいじん排出基準

施設名		協定値
平炉		最大 0.1g/N m ³
乾燥炉	堅型	最大 0.1g/N m ³
	ロータリー	最大 0.1g/N m ³
ボイラー		最大 0.3g/N m ³

別表第 3(第 3 条関係)

硫黄酸化物濃度

測定値(!時間値)	測定点	継続時間
0.15ppm	2 点	2 時間
0.20ppm	2 点	—
0.30ppm	1 点	—

別表第 4(第 4 条関係)

排出水の排出基準

水量	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素 要求量	浮遊 物質	弗素 含有量
最大 8,400 m ³ /日	5.8~8.6	最大 20 mg/l	最大 50 mg/l	最大 15 mg/l

別表第 5(第 5 条関係)

1 騒音の基準

昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	朝 午前 6 時から 午前 8 時まで 夕 午後 7 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下

2 振動の基準

昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
65 デシベル以下	60 デシベル以下